

# ジュネーブ便り

第24回

インダストリアル・グローバルユニオン  
書記次長

松崎 寛

## スイスにおけるパレスチナ問題

### 中立国スイスの対応と国際労働運動の立場

パレスチナのイスラム組織ハマスがイスラエルへの大規模な攻撃を仕掛け、イスラエルが報復を開始してから2カ月が経過しました。ガザ地区で少なくとも1万6248人(うち子ども7112人、女性4885人が含まれる)が死亡したと発表されています(12月5日時点)。この未曾有の惨事には長い歴史的背景が起因していますが、中立国としてスイスはイスラエル、そしてハマスに対してどのような対応をとるのか国内外から注目されています。インダストリアルにも、パレスチナ問題への立場を明確にするよう加盟組織から厳しい意見が相次いでいます。終わりの見えない惨劇は不安定化している世界情勢をさらに深刻なものへと発展させかねないばかりか、国際労働運動にも影響を与えています。

本稿では世界の政治的緩衝地帯である中立国スイスにおけるパレスチナ問題への対応と国際労働運動としてあるべき立場について報告します。

#### パレスチナ問題に対する中立国スイスの対応

スイスはその政治的中立性を活用して、過去に中東紛争の仲介役として活動し、国際的な信用を築いてきました。パレスチナ問題に関しては、長年イスラエルと友好的な関係を築きつつ、パレスチナ人の権利を擁護し、イスラエルがパレスチナの一部を占領して住宅地を建設することに反対の姿勢を取ってきました。パレスチナの自治区ガザで行われた2006年の選挙でハマスが勝利した際には、アメリカと欧州連合(EU)が未承認だったのにも関わらず、スイスはハマス勝利を承認しています。

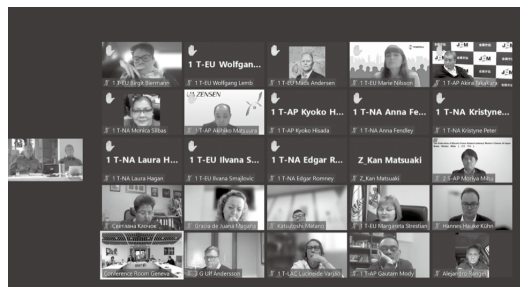
スイス政府が国連におけるパレスチナの国連参加資格を「オブザーバー国家」へと格上げすることに支持を表明した際には、その中立性を損なうと危惧する声もありましたが、「中立とは、国際法からみて正しい立場を取る」との考えからパレスチナの国家承認を支持してきました。

ハマスを事実上承認してきたスイスですが、10月7日のイスラエルに対する大規模攻撃を受けて、スイス議会(写真1)は11月22日、ハマスをテロ組織と認定し、スイス国内でのハマスの活動・支援を撲滅させる法案作成に着手することを宣言したほか、ハマスを支援するパレスチナの3つのNGOとの協力活動の打ち切りも決定しました。イスラエルに対しては当初、自国の防衛と安全を確保する権利を認めるとの方針をとってきました。しかし、12月12日の国連総会緊

急特別会合のパレスチナ自治区ガザ地区におけるイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘の「人道的な即時停戦」を求める決議案については、アメリカやイスラエル、パラグアイ、オーストリアなど10カ国が反対、イギリス、ドイツ、イタリア、オランダ、ウクライナなどスイス周辺国を中心に23カ国が棄権するなかで、10月以降はじめてこの問題に関する国連決議についてスイスは賛成にまわり、行き過ぎたイスラエルの攻撃に対して人道に反対の意志を明確に示しています。

10月中旬に国連安保理に提出されたロシアの決議案にはスイスは棄権しましたが、この時の声明では、「状況が武力紛争に該当する場合、安保理決議で国際人道法への明確な言及を省略することをスイスは到底容認できない」と強調しており、前述の「中立とは、国際法からみて正しい立場を

上(写真1) スイス議会の様子(写真出所:スイス政府ホームページ)  
下(写真2) オンラインで白熱したパレスチナ問題の議論が行われたインダストリアル執行委員会(2023年11月28-29日)



取ること」と同様、スイスは国際人道法の順守を徹底しており、これこそがパレスチナ人とイスラエル人の双方が平和・安全に、そして尊厳を持って共存できる唯一の解決策だと断言しています。

### 国際労働運動としてあるべき立場

昨今の状況をうけて、国際労働運動の場でもハマスとイスラエルの紛争は一番ホットな話題となっており、中東諸国の加盟組合にとってパレスチナ問題はとてどもセンシティブな問題であり、いくつかの組合が他の国際産業別組合から脱退する事態にまで発展しています。インダスト

リアルでも11月に行われた執行委員会(写真2)の議論の大半を平和的手段によるイスラエル・パレスチナ紛争の公正かつ永続的な解決を求める決議案に費やしましたが、組合間の感情的な非難のすえ採択に至り

結果とはなりません。インダストリアルをはじめ、国際労働組合総連合(I-TUC)など国際労働運動が最重要視しているのは、パレスチナとイスラエル、そして国際社会がパレスチナ問題において最も平和的解決に近づいた国連安保理決議242号(1967年)と242の履行を求める338号(1973年)です。安保理決議242号は主に次のような内容になっています。

安全保障理事会は、中東における重大な状況に関して継続的な関心を表明し、戦争によって領土を獲得す

ることは承認しがたいこと、およびこの地域のいかなる国家も安全に存続できるような公正で永続する平和のために取り組む必要性を強調し、国連憲章の原則を達成するためには、中東における公正で永続する平和を確立することが必要であり、それには以下の諸原則が適用されなければならない。

- (a) イスラエル軍が最近の戦闘によって占領した諸領域からの撤退
- (b) この地域のあらゆる国家の主権、領土の保全と政治的独立性、安全で武力による威嚇や武力行使を受けることなく安全に、かつ承認された国境内で平和に暮らす権利の尊重と承認
- (c) 難民問題の正当な解決
- (d) 非武装地帯の設定を含む諸手段による、この地域のあらゆる国家の領土の不可侵性と政治的独立性の保障

日々報道されるガザ地区の非人道的惨状を目にするにつれ、パレスチナ問題に関して感情的議論に流されがちですが、中立国スイスと同様に、労働者の立場からも「国際法からみて正しい立場を取る」と、すなわち安保理決議242号の履行を継続的

に訴えていくことが国際労働運動としてとるべき立場だと強く感じています。

どの国連機関よりも古い歴史を誇り、130年以上の歴史のなかで2度の世界大戦を生き抜き、国境、文化、言語、宗教の壁を乗り越え、労働者の連帯の力で守り抜いてきた国際労働運動。国際労働基準をはじめ、労働者の声を様々な国際法・国際基準に反映させてきました。これからも「パンと自由と平和」を連帯の力で守っていく重要な役割が我々にはあるのです。



松崎 寛 まつざき かん

1998年金属労働協に入局。国際局、政策局で主任として産業政策、環境政策の立案をはじめ海外労働紛争防止ツールの作成などに活躍。2010年9月1日からIMF本部(現インダストリアル)に赴任。造船・船舶解撤/ICT・電機・電子部門担当部長を経て、2021年9月から書記次長。